

草木湖面利用ルール

令和5年3月

草木湖面利用懇談会

草木湖面利用ルール

「草木湖面利用懇談会」は、草木湖面の持続的な利用を図るとともに、草木湖の環境を保全し利用時の安全を図るために「草木湖面利用ルール」を次のとおり定めるものとする。

1. 環境保全

1-1. 水質保全

水質事故の発生を未然に防止するため船舶の利用を制限する。

1-2. 周辺環境の保全

草木湖周辺には良好な自然環境をロケーションに美術館や保養施設等が整備されているため、草木湖での騒音を防止する。

1-3. 生態系の保護

ブラックバス、ブルーギル等の生態系に影響を与える種の移植を禁止し監視する。

1-4. ゴミ投棄等の規制

河川区域でのゴミ等の投棄は河川法で禁止されているが、さらに「ゴミの持ち帰り」を徹底する。

また、ダム湖周辺で行われるレクリエーションによる水質汚染の防止の呼びかけなど環境保全に関する啓発を行うものとする。

2. 安全管理

草木湖やその周辺の利用にあたり、安全管理は利用者の自覚と自己の責任において行うものとする。

一方、草木湖面の利用に伴い発生することが予測される事故を、未然に防止することができるよう啓発を行うとともに、万一発生した場合は関係各機関が速やかに対応できるよう、関係機関相互の連絡体制を確立する。さらに安全管理をより効果的なものにするための方策を整備していくものとする。

2-1. 事故等の防止

事故を未然に防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) ボート乗場には危険を周知する看板の設置。
- (2) ライフジャケットの着用を義務付け。
- (3) 単独の湖面利用を行わないよう指導。
- (4) パンフレットによる啓発。
- (5) 遊泳は水温の急激な変化があるため禁止。
- (6) ボート等定員の厳守、酒気帯者禁止、その他危険行為の禁止。

2-2. 事故発生時の連絡体制

ダム湖面において事故等が発生した場合の連絡体制は、別添「事故時の連絡体制」のとおりとする。

2-3. 山火事の防止

(1)貯水池周辺でのたき火等の火気使用は禁止とする。

3. 利用水域及び通航禁止区域等

3-1. 湖面の利用水域

湖面の利用水域は、標高454m以下とする。また、増水時には利用を制限する。

3-2. 通航禁止区域及び遊漁禁止区域

河川管理施設の操作等に支障となり、また危険防止の観点から次の水域を通航禁止区域及び遊漁禁止区域とする。

通航禁止区域	
①ダム堤体付近（堤体から網場）	
②水質保全設備周辺30m及び左岸側	
③東宮橋から上流全域	（パンフレットを参照）

遊漁禁止区域	
①ダム堤体付近（堤体から網場）	（パンフレットを参照）

4. 湖面の利用期間及び利用時間

4-1. 利用期間

利用期間は通年とする。

4-2. 利用時間

利用時間は、原則として日出（岸発）から日没（岸着）までとし、夜間の利用禁止とする。

5. ダム湖利用の範囲

草木ダムでは、エンジン付きボート類の利用はできないものとする。但し、電動モーター動力船は利用できるものとする。

また、手漕ぎボートであってもゴムボートの使用は、流木により損傷を受ける可能性があるため禁止とする。

釣り人の使用するフローターは、遊泳と見なし禁止とする。

利用者の安全及び水質や周辺環境の保全が図られるよう利用できる範囲を次のとおりとする。

区 分	種 類
利用できる範囲	電気モーター動力船 カヌー等手漕ぎボート ウインドサーフィン 釣り (パンフレットを参照)

※エンジン付きボート類の使用は、イベントなどで事務局が許可した場合のみとする。

※船舶の係留は貯水池に水位変動があるために禁止とする。

なお、貯水池法面は急峻で足場が悪いため、ボート等搬入路は、次の場所とする。

搬 入 路
①草木公園（草木橋直下流国道側） ②北側園地 (パンフレットを参照)

5-2. 営利目的のための湖面利用

営利目的で湖面を利用しようとする者は、事前にみどり市東支所東市民生活課へ様式1号に基づき届出するものとする。

なお、草木湖の利用状況を把握するため、届出事業者は毎月利用者数をみどり市東支所東市民生活課に報告するものとする。

6. 湖面利用の禁止

次のいずれかに該当する場合には、湖面の利用を禁止する。

- (1) 草木湖周辺において、大雨、強風、雷等の著しい気象変化により災害の発生が予想されるとき。
- (2) 緊急車両が進入路を使用するとき。
- (3) 湖面において人命救助、災害防止に関わる活動が行われるとき。
- (4) 草木ダム管理所が、ダム管理上の理由から湖面利用を禁止したとき。

7. 施設の損傷復旧

ダム本体をはじめとする関連諸施設を損傷させた湖面利用者は、直ちに草木ダム管理所またはみどり市東市民生活課に報告しなければならない。

また、損傷箇所は、原因者の負担により原形復旧を行わなければならない。

8. 利用者同士の協調

(1) 車は他人の迷惑にならないよう、また、駐車場が狭いため譲り合って駐車するものとする。

(2) 船舶は湖岸の釣り人の迷惑とならないよう離れて通航するものとする。

(3) 草木湖の利用者や利用組織は協力調整に努力するものとする。

(将来的には利用者同士のネットワークによる湖面清掃などの実現に向けて行きます。)

9. 清掃等

(1) 草木湖及び周辺の清掃については、草木湖は草木ダム管理所、周辺整備事業施設は、みどり市が主体となって行うものとする。

10. その他

(1) 草木ダムは貯水池管理上支障がある場合には湖面の利用を禁止するものとする。

附則

平成 19 年 7 月 3 日 一部改正

平成 25 年 7 月 3 日 一部改正

令和 5 年 3 月 9 日 一部改正

別 添

事故時の連絡体制

草木湖の利用に伴い発生することが予測される事故を、未然に防止することができるよう、利用にあたってのルールを決めたが、万一発生した場合は関係機関が速やかに対応できるよう、関係機関相互の連絡体制を次のとおり提案する。

さらに、安全管理をより効果的なものにするための方策を整備する。

(立て札等の設置、「パンフレット」による啓発)

